

第18回

京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年5月27日（水）午前10時00分～
京都府職員福利厚生センター会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の取組について
- (2) その他

3 閉 会

第18回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年5月27日

所 属	職 名	氏 名
	知 事	西脇 隆俊
	副知事	山内 修一
	副知事	山下 晃正
	副知事	舟本 浩
	企画理事	古川 博規
	危機管理監	藤森 和也
知事直轄	知事室長	岡本 吉弘
知事直轄	職員長	番場 靖文
総務部	総務部長	勝目 康
文化スポーツ部	文化スポーツ部長	稲垣 勝彦
健康福祉部	健康福祉部長	松村 淳子
商工労働観光部	商工労働観光部長	鈴木 一弥
府議会	事務局次長	足立 操
教育委員会	教育長	橋本 幸三
警察本部	警備部長	山本 一彦
山城広域振興局	地域連携・振興部長	清水 辰也
南丹広域振興局	局長	前川 二郎
中丹広域振興局	局長	綾城 義治
丹後広域振興局	副局長	前田 尚

にテ
レ
ビ
参
加
議
シ
ス
テ
ム

新型インフルエンザ等対策特別措置法第23条第4項に基づく出席者

所 属	職 名	氏 名
京都府新型コロナウイルス 感染症対策専門家会議	議長	松井 道宣
京都市	危機管理監	三科 卓巳

新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の取組について (案)

令和 2 年 5 月 2 7 日
京都府新型コロナウイルス
感 染 症 対 策 本 部

全国で緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、今後の新型コロナウイルス感染症対策に関する京都府の取組については、下記のとおり対応する。

記

1 「WITHコロナ」に対応した社会の構築

緊急事態宣言の解除は、新型コロナウイルス感染症の収束ではなく、このウイルスとの闘いは長丁場を覚悟する必要がある。今後は、ウイルスへの警戒を怠らないよう努めながら、社会経済の活動レベルを上げていくことが重要である。

このため、「POSTコロナ」社会において京都産業が果たす役割を見定め、産業分野にとどまらず、子育てや教育をはじめとした全ての分野において「WITHコロナ」社会を乗り切る戦略の策定に着手する。

また、医療分野においては、感染拡大の兆しがみえた時点で、速やかに新型コロナ受入態勢へ変更することを前提に、新型コロナ受入病床の一部を柔軟に運用するとともに、受入病床の集約化や機能の明確化、宿泊療養施設の確保、PCR検査体制の一層の充実等、第2波に備えた医療検査体制の充実を図る。

2 「新しい生活様式」の定着について

府民や事業者に対し、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう周知する。

また、スマートフォンによる接触確認アプリの導入等、ICTを活用した感染拡大防止策の普及に取り組む。

3 外出等の行動について

- ・ 5月31日までの間においては、引き続き都道府県をまたぐ不要不急の移動、これまでにクラスターが発生しているような施設への外出を避けるよう促す。
- ・ 6月1日から18日までの間においては、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県との間の不要不急の移動については慎重に検討するよう促す。

- ・また、これまでにクラスターが発生しているような施設については、適切な感染防止策が実施されるまでは、外出を避けるよう促す。

4 催物（イベント等）の開催について

- ・6月18日までの間においては、適切な感染防止策が実施されていることを前提に、
 - ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数
 - ・屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）を目安として開催する。
- ・6月19日以降は、国の基本的対処方針等に表示された目安（別紙）を踏まえ、段階的に規模要件（人数上限）を緩和する。

5 施設の使用について

- ・5月31日までの間においては、これまでにクラスターが発生した施設等については、引き続き施設の使用制限等の協力を要請する。
- ・6月1日以降は、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど、適切な感染防止策が実施されていることを前提に、全ての施設の使用制限等の協力要請を解除するが、再度クラスターが発生した場合は、施設の使用制限等の協力要請を検討する。
- ・大学については、各大学と連携して作成した「大学等の再開に向けたガイドライン」を参考に、各大学において、感染拡大予防マニュアルが作成され、適切な感染防止策が実施されることを前提に5月28日から施設の使用制限の協力要請を解除する。

6 職場への出勤等

- ・引き続き事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤等、人との接触を低減する取組を働きかける。
- ・職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかける。

7 第2波への備え

感染状況や医療提供体制を常時モニタリングする指標による注意喚起基準と行動自粛の再要請基準を定めており、数値の推移を公表する。

外出の自粛、催物の開催制限、施設の使用制限等の再要請については、隣接府県等の感染状況等も見ながら、総合的に判断し、段階的に協力を要請する。

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

＜基本的な考え方＞

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50％以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2 m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50％以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2 m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50％以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2 m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目標 *ステップ③から約3週間後	屋内	50％以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2 m	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）**。

＜具体的な当てはめ＞

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等	
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50% ^(注) (屋外200人)】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	全国的・広域的	地域の行事 △ 【100人又は50% (屋外200人)】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 ^(ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援 (7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援 (7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援 (7月下旬～)		○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日 を目途 * ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援	△ 【十分な間隔】 (できれば2 m) * 感染状況を踏まえて、判断。	

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	△ * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	△ * 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ② 6月1日～	○ * 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	
ステップ③ 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		△
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○	* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目安 * ステップ③から約3週間後		○ * GoToキャンペーンによる支援

クラスター発生施設等に係る外出自粛や休業要請等の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。施設管理者等は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、施設利用者等の連絡先把握や接触確認アプリの周知。
- 持続化補助金の中で、施設の感染防止の取組を支援。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターによる発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期		クラスター発生施設等への外出自粛・休業要請等	
		接待を伴う飲食業、ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等（注）
【移行期間】 ステップ① 5月25日～ 6月1日～		×～△ * 知事の判断。 * 業種別ガイドラインの作成。	×～△ * 知事の判断。 * 業種別ガイドラインの作成。
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後			○ * 人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後		○ * 感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。	* クラスタが発生した場合等には休業要請等を検討。
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 * ステップ③から約3週間後		* クラスタが発生した場合等には休業要請等を検討。	

（注）バーやその他屋内運動施設等も含まれる。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ☐ 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底 ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保 ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽 スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 名刺交換はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、別途、関係団体が順次作成している。

大学等の再開に向けた 感染症拡大予防のためのガイドラインの概要

1 趣 旨

府内の大学が再開するに当たり、①学生が安心して学業に専念できる学修環境、②教職員が安心して教育研究活動・学生支援活動に従事できる環境、③大学周辺の地域住民にも安心していただける環境を整備するため、各大学において、その特性を踏まえた感染症対策を行っていただけるよう、ガイドラインを作成したものの。

2 内 容

(1) 学生生活の再開について

- ▶ 感染拡大予防の観点から、学生生活、大学の対面授業などを段階的に再開していくための取組・工夫を例示

①学生生活

「新しい生活様式」を積極的に実践し、多くの学生が京都に戻ってきて、いきなり大勢で集まることは控えること等

②大学の対面授業

全国各地に帰省している学生が、一斉に京都に移動することがないように段階的に大学を再開すること等

(2) 大学施設の利用について

- ▶ ①講義室等、②図書館、③運動場、体育館等、④食堂、購買等、⑤その他附属施設等の別に、それぞれ各施設の特性を踏まえた感染拡大予防のための取組・工夫を例示

(3) 大学における活動について

- ▶ 大学におけるイベント開催や、部（クラブ・サークル）活動の実施に当たり、必要となる感染拡大予防のための取組・工夫を例示

(4) その他

- ▶ 参考資料として、一般的な感染拡大予防対策に係る資料、国・府等の学生等への支援制度に係る資料を添付

大学等の再開に向けた
感染症拡大予防のためのガイドライン
(案)

目 次

ガイドラインの趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
1 学生生活の再開について・・・・・・・・・・	P. 2
① 学生生活について	
② 帰省している学生の京都への移動	
③ 寄宿舍、学生寮等の利用	
2 大学施設の利用について・・・・・・・・・・	P. 5
① 講義室等の利用	
② 図書館の利用	
③ 運動場、体育館等の利用	
④ 食堂、購買等の利用	
⑤ その他附属施設等の利用	
3 大学における活動について・・・・・・・・	P. 7
① イベントの開催	
② 部（クラブ・サークル）活動	
(参考1) 各施設における感染拡大予防対策の 共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 8
(参考2) 新型コロナウイルス感染症に係る影響 を受けた学生等への支援制度・・・・・・・・	P. 10

令和2年5月27日 京都府

ガイドラインの趣旨

京都府は、学生数16万人を超え、都道府県別の人口当たりの学生数は、東京を上回る日本一の大学の街であり、また、その7割以上が府外からの入学生であることから、京都府における大学及び大学生の存在は、社会的にも、経済的にも非常に重要な位置を占めています。

令和2年5月21日をもって、京都府は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域から解除されたところではありますが、今後各大学等における通学・対面授業による教育活動等の再開に当たっては、可能な限り感染拡大のリスクを低減させ、

- ①学生が安心して学業に専念できる学修環境
 - ②教職員が安心して教育研究活動・学生支援活動に従事できる環境
 - ③大学周辺の地域住民にも安心していただける環境
- を整備することが重要となります。

また、大学は、教育だけでなく、図書館、運動場、体育館、食堂、購買等をはじめ、ひとつの街ともいえる多様な機能を有しており、各部門の特性を踏まえた総合的な感染拡大予防対策を実施する必要があります。

このため京都府では、府内の大学等からご意見をいただき、この「大学等の再開に向けた感染症拡大予防のためのガイドライン」を策定したところではありますが、今後、各大学等におかれましては、本ガイドラインを参照いただくほか、文部科学省の定める大学運営に関する各種通知及び類似する施設又は業種のガイドライン等も踏まえ、それぞれの大学等の実情や特性を考慮した新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアル等を作成し、必要な対策を実施いただきますようお願いいたします。

1 学生生活の再開について

大学の再開に当たっては、現在、京都府周辺に在住している学生に加え、実家等に帰省している学生が、京都に戻って生活を再開した上で、大学に通学することになる。

このため、予め学生に対して、国の専門家会議で示された「新しい生活様式」を積極的に学生生活に取り入れて実践するよう周知することで、感染拡大の予防につなげるものとする。

また、大学においては、学生の広域的な移動をできる限り分散させる取組や、学生の利用する施設における消毒の徹底、3密の徹底的な回避など、感染拡大予防のための取組を最大限講じるものとする。

① 学生生活について

学生に対しては、国の専門家会議で示された「新しい生活様式」を積極的に実践し、多くの学生が京都に戻ってきても、いきなり大勢で集まることは控えるなど、学生生活の中に感染拡大予防策を取り入れて行動するよう周知する。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ☐ 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

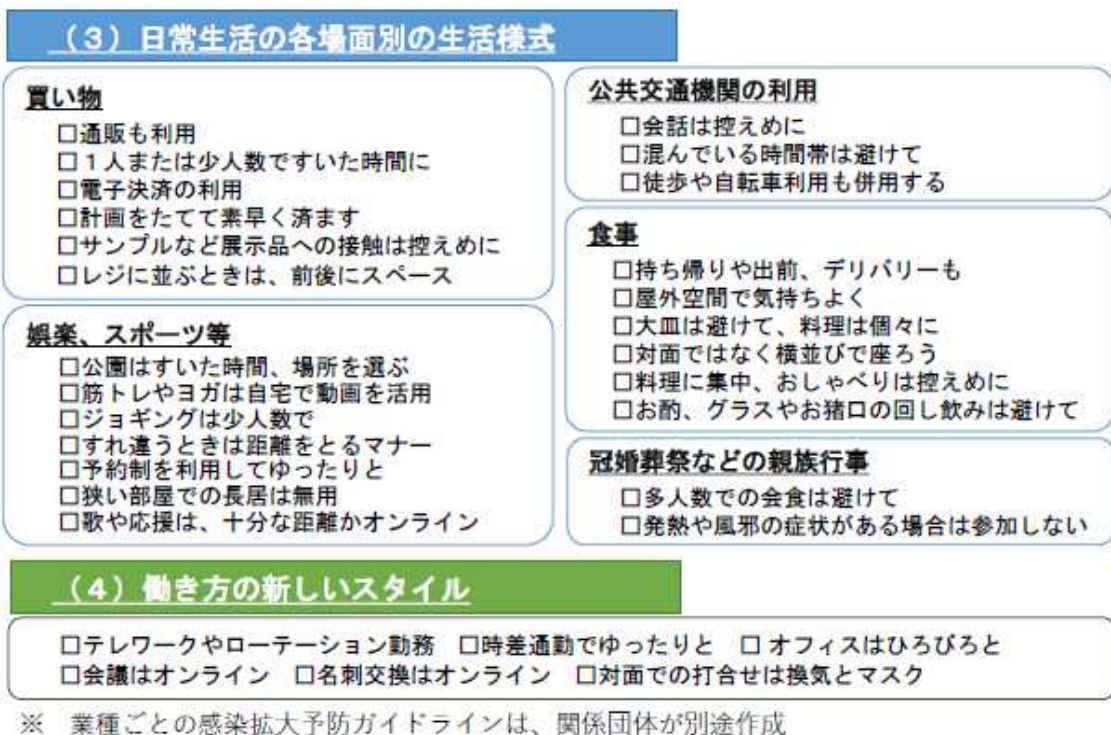
- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒
- ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え 密集回避 密接回避 密閉回避 換気 咳エチケット 手洗い



(学生による実践例)

- ・体調の変化に気をつけ、発熱等がある場合は、外出を控える。
- ・多くの学生が京都に戻ってきても、いきなり大勢で集まることは控える。
- ・これまでにクラスターが発生しているような施設や「三つの密」のある場所への外出を控える。
- ・アルバイトを行う場合は、勤務先の業種別に定められた感染拡大予防ガイドラインに従って行動する。
- ・コミュニケーションは、SNSやオンラインも活用する。

② 帰省している学生の京都への移動

大学（対面授業）の再開に当たっては、一度にすべてを再開するのではなく、全国各地に帰省している学生が、一斉に京都に移動することがないよう段階的に再開する。

＜大規模校を中心に取組み＞

(工夫例)

- ・対面授業を遠隔授業として同時配信することで、学生が、京都に移動する時期を柔軟に対応できるよう配慮する。
- ・すべての学生が一斉に通学することがないよう、遠隔授業を継続するとともに、実験や実習に限り対面授業としたり、当面、学部ごと、又は、学年ごとに、順次対面授業を再開する。
- ・前期授業又は夏季休業までは遠隔授業を継続する等、対面授業の開始時期を段階的に設定する。
- ・対面授業の再開に当たっては、学生の移動に余裕のあるスケジュールを設定する。

③ 寄宿舍、学生寮等の利用

生活空間を共用していることを踏まえ、特に消毒の徹底や３密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限行う。

(工夫例)

- ・寮等の管理者は、入寮者等が、国の専門家会議で示された「新しい生活様式」を実践できるよう必要な配慮を行う。
- ・居室、談話室、食堂及び浴室等の設備ごとに、類似する施設の感染拡大予防ガイドラインを参考として対策を行う。
- ・居室はできる限り１人部屋となるよう配慮する。

2 大学施設の利用について

大学は、多様な機能を有する総合的な施設であり、対面授業の再開に当たっては、学生等が利用する大学内の各施設について、施設ごとの特性を踏まえた必要な対策を講じるものとする。

なお、施設の再開については、学生の密集を防ぎつつ、例えば利用の必要性が高い図書館を対面授業の再開に先行して開館するなど段階的に再開するなどの工夫も行う。

① 講義室等の利用

消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で対面授業を実施する。

(工夫例)

- ・ 講義室への着席については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に定める教室の座席配置の基準を参考に、可能な限り距離を確保することとし、対面とならないようにする。
- ・ 小講義室を使用していた授業は中講義室、中講義室を使用していた授業は大講義室を用いるなど、これまでより広い講義室を使用する。
- ・ 講義・実習の際は、必要に応じて複数のグループに分けた上で講義室を使用する。
- ・ 公共交通機関による通学をしている学生が多い大学においては、学生が通勤時間帯を避けられるよう、授業の開始時間を遅らせる。
- ・ 対面授業の実施は、受講者を複数グループに分けたり、学年別に行うなど、できるだけ多くの学生が同時に学内に集まることのないよう、工夫を行う。
- ・ 教員がフェイスシールドを活用するなど、教員の口の動きを見る必要がある聴覚障害の学生等に対し、可能な限り配慮を行う。
- ・ 持病がある等、感染した場合に重症化するリスクの高い学生に対し、可能な限り配慮を行う。

② 図書館の利用

オンラインサービスの充実を図りつつ、消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で利用を再開する。

(工夫例)

- ・ 閲覧席は十分な座席の間隔を確保し、閲覧室が不足する場合は、学内の教室等での閲覧を可能とするなど、利用機会を確保する。
- ・ 貸出冊数を緩和するなど、滞在時間が短くなるような工夫を行う。
- ・ 貸出手続きの順番待ちでは、フロアマーカを設置するなど、間隔を空けて整列するよう促す。
- ・ 利用者と対面で貸出手続き等の作業を行う場合、透明板等により、来館者との間を遮断する。
- ・ その他、「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参考に必要な取組を行う。

③ 運動場、体育館等の利用

運動・スポーツにより呼気が激しくなることを踏まえ、消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で利用を再開する。

(工夫例)

- ・運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人と距離を空ける。
- ・強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける。
- ・歩く・走る場合は、前の人の呼気の影響を避けるため、前後一直線に並ぶのではなく、並走あるいは斜め後方に位置どる。
- ・更衣室・休憩スペースでは、一度に入室する利用者の数を制限する。
- ・観客を入場させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、人と人との十分な間隔を確保する。また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合のマスクの着用等を周知する。
- ・各種の競技を行う場合については、中央競技団体が定めるガイドラインを参考にして必要な取組を行う。
- ・その他、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を参考に必要な取組を行う。

④ 食堂、購買等の利用

利用者間の密度が高く、対話が発生しやすい特性を踏まえ、消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で利用を再開する。

(工夫例)

- ・混雑時は入場制限を実施する。
- ・入退出時(入退出時の行列含む)においては、人と人との十分な間隔を確保する。
- ・食堂では、座席の間にパーテーションを設ける、又は座席の間隔を十分に空ける。
- ・食堂では、大皿での取り分けによる食品提供を行わない。
- ・従業員と利用者の間は、透明板等を設けて遮蔽する。
- ・レジ等に並ぶ場合は床に印をつける等、間隔を空ける。
- ・利用者には大声での会話を行わないよう周知する。
- ・従業員や出入り業者においても発熱や感冒症状がないことを確認するなど、衛生面や健康面の管理を徹底する。
- ・その他、「飲食料品供給」、「食堂、レストラン、喫茶店等」、「生活必需物資供給」の業種別ガイドラインを参考に必要な取組を行う。

⑤ その他附属施設等の利用

その他学部に応じて設置されている附属施設等については、それぞれ同種又は類似する施設のガイドライン又は保健所等の助言を参考に、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で利用を継続又は再開する。

3 大学における活動について

イベントの開催等については、今後、段階的に規模要件（人数上限）が緩和されることとなるが、大学においてイベント等を開催する場合については、消毒の徹底、3密の徹底的な回避など、感染拡大予防のための取組を最大限講じるものとする。

① イベントの開催

適切な感染防止策が実施されていることを前提に、

- ・屋内であれば、100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数
- ・屋外であれば、200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）を目安として開催する。

（工夫例）

- ・入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等を行う。

② 部（クラブ・サークル）活動

部（クラブ・サークル）活動等については、学生が、消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で再開する。

（工夫例）

- ・部（クラブ・サークル）ごとに、文化系、体育系それぞれの特性を踏まえた感染拡大予防策を活動の類似する業種別ガイドラインや中央競技団体が定めるガイドラインを参考に作成する。
- ・活動に当たっては、当日の参加者を確認する。
- ・部（クラブ・サークル）活動のための部室、クラブボックス等は、3密の原因となるリスクが高いことから、短時間利用、少人数利用、適切な換気を徹底する。
- ・文化コンクール、スポーツ公式戦等への出場に当たっては、主催団体の定める感染拡大予防マニュアル等に従って行動する。

(参考 1) 各施設における感染拡大予防対策の共通事項

(1) 人と人との距離等：3 密（密閉、密集、密接）の回避

- ①人と人との接触を避け、対人距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保する。
- ②感染防止のための入構者の整理(密にならないように対応)
- ③マスクの着用(教職員、学生及び来校者に対する周知)
- ④施設の換気(2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる)

(2) 症状のある方の入構制限

- ①入構時の体温チェックの実施
- ②発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入構しないように呼びかける。
状況によっては、発熱者を体温計やサーモグラフィーなどで特定し入構を制限すること
も考えられる。
- ③万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、接触の程度
にあわせ、外部からの入構者等の名簿を適正に管理する。

(3) 消毒等

- ①入口及び各施設内の手指の消毒設備(石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど)
の設置
- ②複数の人の手が触れる場所を適宜消毒
- ③手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を
図る。
- ④人と人が対面する場所は、透明板等(アクリル板・透明ビニールカーテンなど)で遮蔽
する。
- ⑤他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ⑥ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

(4) トイレ(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する)

- ①便器内は通常の清掃で良い。
- ②不特定多数が接触する場所(ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパ
ーのふたや水洗レバーなど)は、清拭消毒を行う。
- ③トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ④ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。
- ⑤ペーパータオルを設置するか、使い捨ておしぼり等を準備する。

(5) 休憩スペース(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する)

- ①一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ②休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ③共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒する。
- ④教職員及び学生が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。
- ⑤屋内の喫煙ルームの原則使用禁止

(6) ごみの廃棄

- ①鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ②ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ③マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

(7) 清掃・消毒

- ①市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ②通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒する。
- ③手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

(8) その他

- ①高齢者、持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、個別により慎重で徹底した対応を検討する。

(参考2) 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等への支援制度

府内の各大学・短期大学が実施する感染拡大予防対策に対する支援制度を設ける予定ですので、ご活用ください。

新型コロナウイルス感染症対策大学等授業再開支援事業

趣 旨 学生が安心して学業に専念できる学修環境を整備できるよう、府内の大学等が行う授業再開に向けた感染拡大予防対策を支援する。

支援内容 パーテーションの設置、消毒液の購入等、各大学ごとの実情を踏まえた感染拡大予防対策に必要な経費を支援

1 大学・短期大学等につき上限100万円

詳しくは 京都府文化スポーツ部大学政策課 (TEL:075-414-4526)

※京都府の令和2年5月補正予算が成立した場合の事業となります。

新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変したり、アルバイトができず生活が困窮している学生向けの国、京都府の支援制度をとりまとめております。感染拡大予防策と併せ、学生への支援にご活用いただくようお願いします。

1. 高等教育の修学支援新制度

対象となる方 非課税世帯及びそれに準ずる世帯の方

支援内容 学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料減免による支援を行う制度です。通常、前年度の課税標準額により審査を行いますが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、随時申し込みができ、また、家計急変後の収入見込みにより審査されます。

・ 授業料の減免

国公立：入学金 約28万円上限、授業料年額 約54万円上限

私立：入学金 約26万円上限、授業料年額 約70万円上限

・ 給付型奨学金の受給

国公立：自宅通学 月額29.2千円上限

自宅外通学 月額66.7千円上限

私立：自宅通学 月額38.3千円上限

自宅外通学 月額75.8千円上限

申込先 各大学等の窓口 (各大学等を通じて日本学生支援機構に申し込み)

詳しくは 日本学生支援機構

(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html)

2. 学びの継続のための「学生支援緊急給付金」

対象となる方 国公立大学（大学院含む）・短大・高専・専門学校（日本語教育機関含む）の学生

支援内容 家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少したことにより、既存の支援制度を活用しても学費等の支出が困難である場合に給付金を受けられる制度です。

- ・住民税非課税世帯の学生 20万円
- ・上記以外の学生 10万円

申込先 各大学等の窓口（各大学等を通じて日本学生支援機構に申し込み）

詳しくは 文部科学省

(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html)

3. 日本学生支援機構の貸与型奨学金

対象となる方 幅広い世帯の方

支援内容 第一種（無利子）奨学金及び第二種（有利子）奨学金による支援があり、貸与額は選択可能です。通常、前年度の収入金額等により審査を行います。新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。家計急変の対象とならない方についても、在学採用に申し込むことで支援が受けられます。

申込先 各大学等の窓口（各大学等を通じて日本学生支援機構に申し込み）

詳しくは 日本学生支援機構

(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html)

4. 生活福祉資金貸付金（緊急小口貸付等の特例貸付）

対象となる方 幅広い世帯の方

支援内容 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯の方に対し、無利子で貸付を行う等の制度です。

詳しくは 各市区町村社会福祉協議会

（京都府社会福祉協議会 (<http://www.kyoshakyo.or.jp/>)）

近畿労働金庫 (<https://www.rokin.or.jp/release/important/2020/043011105/>)

5. 特別定額給付金（総務省）

対象となる方 住民基本台帳に記録されている方

支援内容 基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者1人につき10万円を給付する制度です。なお、海外留学から帰国し、基準日において日本に居住している日本人学生等についても、住民票を復活させる手続きをしていただくことにより、住民登録の復活が基準日より後であっても給付対象者とすることとしています。

詳しくは 各市区町村窓口
総務省特別定額給付金コールセンター（TEL:03-5638-5855）

就職やアルバイトの関係でお困りの学生への相談・支援制度等

6. WEBを活用した相談体制・マッチング機会、新型コロナ特別就労相談窓口

対象となる方 学生を含め職を探されている方

支援内容 京都ジョブパークでは、WEBを活用したカウンセリングや企業説明会等を実施するとともに、オンラインマッチングシステムを整備し、自宅待機中の求職者等の継続的な就労支援を実施しています。

また、新型コロナ特別就労相談窓口に専門相談員を配置し、離職を余儀なくされた方や、内定取消を受けた既卒者、来春卒業予定者等に対する就労相談も実施しています。

詳しくは 京都府商工労働観光部人材確保推進室（TEL:075-692-3232）

7. 学生インターン・バイト応援センター

対象となる方 京都府内の大学生・短大生・専修学校生（留学生含む）

支援内容 京都ジョブパーク内に「学生インターン・バイト応援センター」を設置し、専門相談員によるカウンセリングの上で、学生向けアルバイト求人や有償インターンシップ受入企業を紹介しています。

留学生に対しても、「京の留学生支援センター」が窓口となってカウンセリングの実施とアルバイト求人等の紹介を行っております。

詳しくは 京都府商工労働観光部人材確保推進室（TEL:075-692-3232）
（留学生の方は、京の留学生支援センター（TEL:075-682-8916））

※アルバイト等求人の紹介は、オンラインマッチングサイト「ジョブこねっと」
もご活用いただけます。(https://webjobpark.kyoto.jp/)
※京都府の令和2年5月補正予算が成立した場合の事業となります。

8. 雇用調整助成金の特例措置

対象となる方 雇用主

支援内容 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業手当を払う場合、学生
アルバイトも含む非正規雇用も対象となる特例です。

家庭の状況等に応じ、学生が利用できる制度

9. 生活福祉資金貸付金（教育支援資金）

対象となる方 低所得世帯

支援内容 低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、無利
子で貸付を受けられる制度です。また、入学に際し必要な経費について、50 万
円以内でまとまった額の貸付も行っています。

詳しくは 各市区町村社会福祉協議会
(京都府社会福祉協議会 (<http://www.kyoshakyo.or.jp/>))

10. 母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）

対象となる方 母子・父子・寡婦家庭の方

支援内容 母子・父子・寡婦家庭の方が、①就学するために必要な受験料、被服費等に必
要な資金に充てる資金として、②大学等に就学するための授業料、書籍代、交
通費、生活費等に必要な資金に充てる資金として貸付を受けられる制度です。

詳しくは 各保健所（京都市は各区役所）
(https://www.pref.kyoto.jp/kateishien/ouen_16hitorioyakatei.html)

新型コロナウイルス感染症に係る京都府内の感染状況について

令和 2 年 5 月 27 日
京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部

府内感染確認者総数	358 人	(5 月 26 日まで)
-----------	-------	--------------

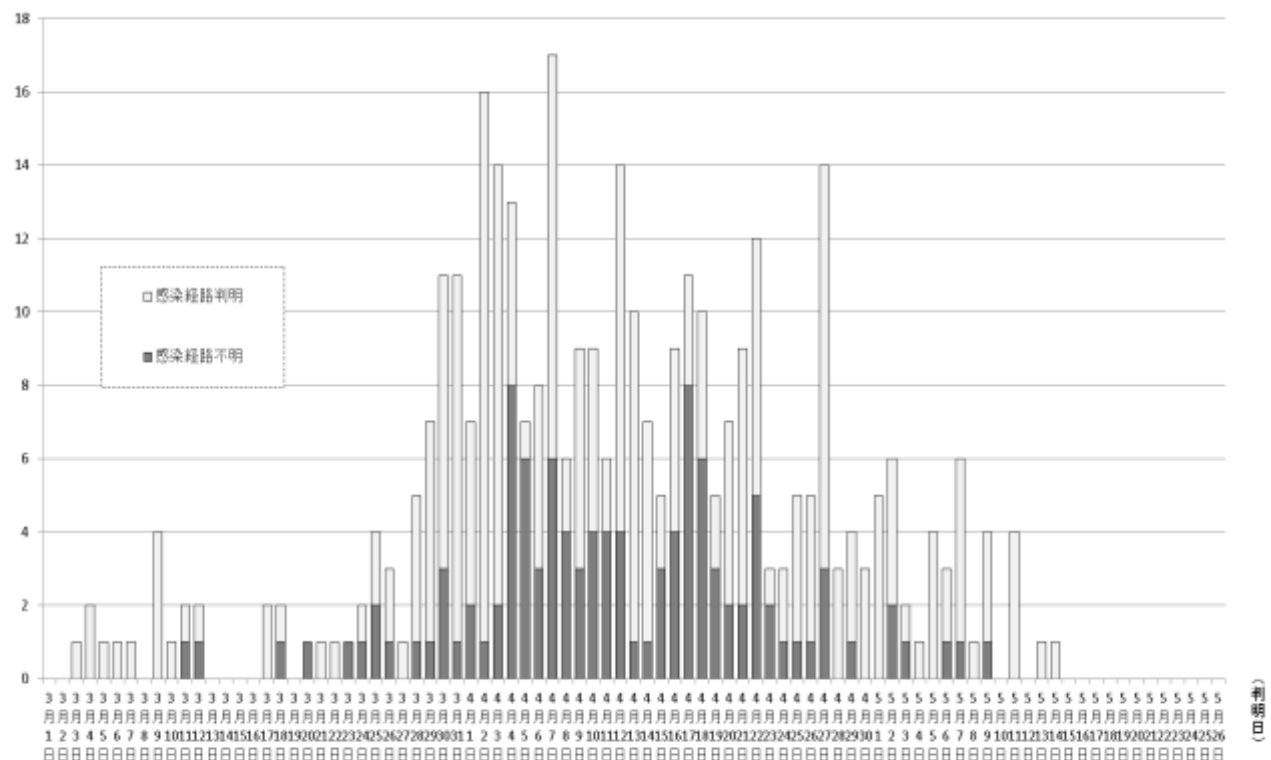
(参考)

令和 2 年 5 月 26 日現在

PCR 検査実施人数	PCR 検査陰性者数	PCR 検査陽性者数	PCR 検査陽性者数の内訳					調整中
			退院・ 勧告解除	入院中	宿泊施設	自宅療養	死亡	
7,773	7,415	358	322	18	2	0	16	0

※退院又は勧告解除のための陰性確認の検査数は含まない。

京都府の感染者の状況(1日あたり患者発生数)



京都府における緊急事態措置の緩和判断基準の推移

緩和判断基準

- ① 新規陽性者数(7日間移動平均) : 5名未満
- ② 新規陽性者における感染経路不明者数(7日間移動平均) : 2名未満
- ③ PCR検査陽性率(7日間移動平均) : 7%未満
- ④ 重症者病床使用率(日ごと) : 20%未満

基準	5月20日	5月21日	5月22日	5月23日	5月24日	5月25日	5月26日
①新規陽性者数(7日間移動平均) 【5名未満】	0.14	0	0	0	0	0	0
②新規陽性者における感染経路不明者数 (7日間移動平均) 【2名未満】	0	0	0	0	0	0	0
③PCR検査陽性率(7日間移動平均) 【7%未満】	0.1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
④重症者病床使用率(日ごと) 【20%未満】	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%